

[5] 派遣・輸送・避難関係

1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等<資料5-1>

1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事務手続き等に関する要綱（抜粋）の趣旨

災害対策基本法第76条第1項（昭和36年法律第233号。以下「災対法」という。）により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又大規模地震対策特別措置法第9条（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年第385号。以下「地震施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、そのための事務の簡略化を図ることが必要であること。また、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、新たに緊急通行車両等以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とすることが必要であったことから、当該車両の事前届出を受ける場合における事務処理手続等について必要事項を定め、災害応急対策等の適正を図ることを目的とする。

2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標を有しているものについては、あらかじめ交通規制の対象から除外し、緊急交通路の通行に際しては確認標章の掲示を不要とするため、事前届出の対象としないこととする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関

及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策

- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策

a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

b 施設及び設備の応急の措置に関する事項

c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

d 輸送及び通信に関する措置

e 国民の生活の安定に関する措置

f 被害の復旧に関する措置

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（代行者含む。）とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添えて行うものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書きし、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法、原災法及び国民保護法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105

号)第39条第1項の緊急自動車を除く。)の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

(ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

(イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(ウ) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとし、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2①の(1)ア及びイ(ア)、(ウ)及び(エ)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

緊急通行車両等確認申請書(別記第3号様式)(以下「確認申請書」という。)に災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する協定書等の書類(協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等)を添えて行うものとする。

エ 確認

(ア) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 前記第2①(1)イ(ア)、(ウ)及び(エ)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び第2項に規定する標章(別記第4号様式)及び緊急通行車両確認証明書(別記第5号様式)に必要な事項を記載し交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

| 確認者 | 確認事務処理者 | 確認場所 |
|-------|------------|---------------------|
| 公安委員会 | 交通規制課長 | 交通検問所 警察署 |
| | 高速道路交通警察隊長 | 高速道路交通警察隊本部 県警本部 |
| | 警察署長 | |

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

| 確認者 | 確認事務処理者 | 確認場所 |
|-------|-----------------|---------------------|
| 公安委員会 | 交通規制課長 | 交通検問所 警察署 |
| | 高速道路交通警察隊長 | 高速道路交通警察隊本部 県警本部 |
| | 警察署長 | |
| 知事 | 防災危機管理部防災対策課長 | 本庁 |
| | 各地域振興事務所の地域振興課長 | 各地域振興事務所 |

③ 地震災害に関する警戒宣言発令時の緊急輸送車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記②(1)と同様に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記②(2)アからウまでと同様に行い、前記第2①(1)イ(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記②(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、その申請に基づき、規制除外車両に該当するか否かの審査を事前に行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

緊急通行車両とならない車両であって、次のいずれかに該当する車両であること

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者及び申請先

前記①(2)ア(ア)及び(イ)の規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

(イ) 申請書類

規制除外車両事前届出書（別記第8号様式）2通に、次の書類を添えて行うものとする。

a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品・医療機器・医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

d 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの）。ただし、重機輸送用車両については、建設重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かの審査を行うものとし、前記(1)について審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両に該当すると認められたものについては、規制除外車両事前届済証（別記8号様式。以下「除外届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用

前記①(2)エ及びオの規定は、除外届出済証の再交付等の手続に準用する。

⑤ 発災時の規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、警察署長等が警察署、県本部、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において、次のとおり行うものとする。

(1) 事前届出車両の確認

ア 確認

除外届出済証を受領し、除外届出済証に記載されている自動車登録番号と現に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号を確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

(ア) 届出済証の交付を受けていない規定除外車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための審査は省略するものとする。

(イ) 他の公安委員が発行した除外届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した除外届出済証と同様に取り扱うものとする。

(ウ) 確認標章の有効期限については、原則として発行の翌日から起算して1か月後の日とする。

(2) 事前届出車両以外の車両に係る確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

発災直後においては、事前届出の対象とする車両に対して規制除外車両であることの確認を行う。

発災後、事前届出対象外の車両の通行が可能となった場合には、交通規制課において警察庁と調整の上、次に掲げる車両を規制除外車両とするものとする。

(ア) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

(イ) 路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送自動車で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

(ウ) 霊きゅう車

車検証等により車両の形状を確認する。

(エ) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次に掲げる物資等を輸送することを確認する。

a 医薬品、医療機器、医療用資材等

b 食料品、日用品等の消費財

c 建築用資材

d 金融機関の現金

e 家畜の飼料

f 新聞、新聞用ロール紙

(オ) 警察署長が通行させることをやむを得ないと認めた車両

ウ 申請書類

規制除外車両確認申請書（別記第10号様式）に規制除外対象車両であることを証する車検証等を添えて行うものとする。

エ 確認

（ア）除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

（イ）前記④（1）及び⑤（2）イに掲げる対象車両に該当するか否かについて審査を行うものとする。

（3）標章及び確認証明書の交付

除外規制車両であることの確認を行った場合には、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び規制除外車両確認証明書（別記第11号様式）に必要な事項を記載し、交付するものとする。

(警察署) 受理番号 号

| | |
|---|--|
| 災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 千葉県公安委員会 様 申請者住所 委託 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="checkbox"/> 氏名 印 | 災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> 左記のとおり事前届出を受けたことを証する <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div> |
| 自動車登録番号 | |
| 車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品 名を記載) | 1 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄に記載) 10 緊急輸送(人) ※ 品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他() |
| 使用者 住所 氏名 | 備考 (注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。 |
| 出 発 地 | |
| 備 考 | |

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

| | | | | |
|---------------------------------------|----|--|--|-------|
| 災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 | | 緊急通行車両等確認申請書 | | 年 月 日 |
| 千葉県公安委員会 様 | | 申請者 住所 氏名 | | 印 |
| 自動車登録番号 | | | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載） | | 1 警報(囂囂)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(囂囂) 10 緊急輸送（ 人） 品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ） | | |
| 使用者 | 住所 | | | |
| | 氏名 | () 局 番 | | |
| 通行日時 | | 月 日 : から 月 日 : の間 | | |
| 通行経路 | | 出 発 地 | | 目 的 地 |
| | | | | |
| 備 考 | | | | |

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

| | | |
|--|---|---------------|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">千葉県公安委員会 印</p> | | |
| 自動車登録番号 | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載） | <ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令、伝達及び勧告、指示 2 消火、水防その他の応急措置 3 救難、救助、保護 4 児童・生徒の応急教育（教材運搬等） 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） <p style="margin: 5px 0;">※ 品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">3 衣料・寝具 4 日用雑貨品</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">5 医薬品 6 その他（ ）</p> | |
| 使用者 | 住所 | |
| | 氏名 | () 局 番 |
| 通行日時 | 月 日 : から 月 日 : の間 | |
| 通行経路 | 出発地 | 目的地 |
| | | |
| 備考 | | |

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

(警察署) 第 号

| | | | | | |
|--|---|-----|-----|----|---------|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急輸送車両確認証明書</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 10px;"> 千葉県公安委員会 <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div> </div> | | | | | |
| 自動車登録番号 | | | | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載） | <ol style="list-style-type: none"> 1 地震予知情報の伝達及び避難勧告又は指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 応急の救護その他の保護 4 施設・設備の整備及び点検 5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6 緊急輸送路の確保 7 清掃・防疫・保健衛生、その他応急措置の整備 8 その他地震災害の発生の防止又は軽減等(具体的に備考欄へ記載) 9 緊急輸送 (人) <p style="margin: 5px 0;">※ 品名等 1 飲料水・食料 2 建築資材等</p> <p style="margin: 5px 0; padding-left: 20px;">3 衣料・寝具 4 日用雑貨品</p> <p style="margin: 5px 0; padding-left: 20px;">5 医薬品薬品 6 その他()</p> | | | | |
| 使用者 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">() 局 番</td> </tr> </table> | 住所 | | 氏名 | () 局 番 |
| 住所 | | | | | |
| 氏名 | () 局 番 | | | | |
| 通行日時 | 月 日 : から 月 日 : の間 | | | | |
| 通行経路 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">出発地</td> <td style="padding: 5px;">目的地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> | 出発地 | 目的地 | | |
| 出発地 | 目的地 | | | | |
| | | | | | |
| 備考 | | | | | |

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

| | | | |
|---|----|--|--|
| <p>災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">規制除外車両事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千葉県公安委員会 様</p> <p style="padding-left: 40px;">申請者住所 (電話) 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> | | <p>災害 応急対策用 第 号 原子力災害 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">規制除外車両事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin-left: auto; margin-right: 0; text-align: center; line-height: 80px;">印</div> | |
| 自動車登録番号 | | | |
| 車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名を 記載) | | | |
| 使用者 | 住所 | () 局 番 | |
| | 氏名 | | |
| 出 発 地 | | | |
| (注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。 | | | |

(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。

2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。

(2) 規制除外車両が廃車となったとき。

(3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考 1：届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

| | | |
|----------------------------------|-------------------|---------|
| <p>規制除外車両確認申請書</p> | | |
| <p>年 月 日</p> | | |
| <p>千葉県公安委員会 様</p> | | |
| <p>申請者 住所</p> | | |
| <p>氏名 印</p> | | |
| 自動車登録番号 | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載） | | |
| 使用者 | 住所 | () 局 番 |
| | 氏名 | |
| 通行日時 | 月 日 : から 月 日 : の間 | |
| 通行経路 | 出発地 | 目的地 |
| | | |
| 備考 | | |

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

(警察署) 第 号

| | | |
|--|-------------------|---------|
| <p>規制除外車両確認証明書</p> <p style="margin-left: 200px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">千葉県公安委員会 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-left: 200px;"></div> | | |
| 自動車登録番号 | | |
| 車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載) | | |
| 使用者 | 住所 | |
| | 氏名 | () 局 番 |
| 通行日時 | 月 日 : から 月 日 : の間 | |
| 通行経路 | 出 発 地 | 目 的 地 |
| | | |
| 備 考 | | |

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

| | | | | | |
|---|--|-----|-----|--|--|
| 地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 千葉県知事 殿 申請者住所 氏名 印 | | | | | |
| 自動車登録番号 | | | | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載） | 1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄へ記載） 0 緊急輸送（ 人） ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ） | | | | |
| 使用者 | 住所 氏名 () 局 番 | | | | |
| 通行日時 | 月 日 : ~ 月 日 : の間 | | | | |
| 通行経路 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">出発地</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">目的地</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> | 出発地 | 目的地 | | |
| 出発地 | 目的地 | | | | |
| | | | | | |
| 備考 | | | | | |

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

| | | | | | |
|---|--|-------|-------|----|------------|
| <p style="font-size: 24px; margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 0 300px;">千葉県知事 印</p> | | | | | |
| 自動車登録番号 | | | | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載） | <p>1 警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示</p> <p>2 消防、水防その他の応急措置</p> <p>3 救難（救護）、救助その他保護</p> <p>4 児童・生徒の応急教育</p> <p>5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検）</p> <p>6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置</p> <p>7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</p> <p>8 緊急輸送確保のための措置</p> <p>9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄に記載）</p> <p>9 緊急輸送（ 人）</p> <p>※ 品名 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具</p> <p style="padding-left: 100px;">4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）</p> | | | | |
| 使用者 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="text-align: center;">（ ） 局 番</td> </tr> </table> | 住所 | | 氏名 | （ ） 局 番 |
| 住所 | | | | | |
| 氏名 | （ ） 局 番 | | | | |
| 通行日時 | 月 日 : ～ 月 日 : の間 | | | | |
| 通行経路 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">出 発 地</td> <td style="padding: 2px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table> | 出 発 地 | 目 的 地 | | |
| 出 発 地 | 目 的 地 | | | | |
| | | | | | |
| 備考 | | | | | |

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

| | |
|------------|--|
| 登録車両番号 | <input type="text"/> |
| 緊 急 | |
| 有効期限 | <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 |

2 自衛隊の災害派遣要請の様式<資料5-2>

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

自衛隊の災害派遣について（要請）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定により下記のとおり派遣要請します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災 害 の 情 況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活 動 内 容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災 害 の 情 況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活 動 内 容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け 第 号で要請したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書<資料5-3>

(表)

| | | | | |
|---|----------------------------|---|---------------------------------|--|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">措 置 命 令</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">通 知 書</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">措 置</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">署長 殿</p> <p style="margin: 0;">第1項の規定により</p> <p style="margin: 0;">災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する</p> <p style="margin: 0;">第2項の規定により</p> <p style="margin: 0;">措置命令</p> <p style="margin: 0;">を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="margin: 0;">措 置</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">所 属</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">氏 名 ⑩</p> | | | | |
| 1 日 時 | 年 月 日 午 前 時 分 午 後 | | | |
| 2 場 所 | | | | |
| 3 (命令・措置) を行った者 | 所属 氏名 | | | |
| 4 | 命令の 場 合 | 命 令 を 受 け た 者 | 住 所 | |
| | | | 氏 名 | |
| | | | 番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号 | |
| | 措 置 の 場 合 | 措 置 に 係 る 物 件 の (占 有 者 ・ 所 有 者 ・ 管 理 者) | 住 所 | |
| | | | 氏 名 | |
| | | | 番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号 | |
| 5 (命令・措置) の内容 | | | | |

(裏)

| | |
|--|--|
| | |
| 6 (命令・措置) を行った 場所の前後の状況 | |
| 7 備 考 | |
| 備考 1 6には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。 2 () 内については、該当するものを○で囲むこと。 3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。 | |

用紙の大きさは、A4とする。